

調停人候補者紹介

ADR（裁判外紛争解決）という概念には、裁判以外の紛争解決手段が広く含まれます。（一社）日本不動産仲裁機構に寄せられる様々な相談のうち、制度上の正規の和解手続きに至るものは「一部」ではありますが、ADR制度を背景にお客様の相談に向き合う調停人の日々の活動はそれ 자체が広い意味でのADRと呼ぶことがであります（以下、「人候補者」と表記）。ここでは、そのような不動産業者（調停人候補者）の方々の声を紹介します。



山口亜紀氏

会員登録

私は04年から不動産業務に携わり、現在18年目となりました。賃貸業務を3年経た後、売買業務（土地仕入れ・宅地分譲）に従事しましたが、地主様との関わりにおいて「不動産を売りたいけど相続でもめているから売れない」「2年前からの一次相続・二次相続の遺産分割が終わっておらず、代襲相続も発生してし

まつて手が付けられない」など、相続に関する紛争や遺産です。相続問題でもめる方々が多く見えてきました。加えて、不動産仕入れの際には、土地境界確定においてどちらの土地所有者も譲りづらい場合があります。それでも多くの土地所有者も譲りづらいために、私も多くありました。

不動産ADRのことを知り、

裁判より簡易

であり、話し合いでのトラブルを解決できることに積極的に携わろう

かと思います。調停人候補者になる以前は、業務上お客様が紛争を抱えたとしても、弁護士法に抵触しない程度のアドバイスや弁護士を紹介する

ほかは何もできませんでした。しかし、現在はADRによる解決を提案することができます。

店舗の外観

【調停人候補者】

山口亜紀氏

株式会社A-plan 代表取締役（岡山県倉敷市）

そのような中、18年に不動産相続コンサル会社である株式会社A-planを設立して不動産相続紛争対策等の業務に従事するようになり、改めて「不動産相続が原因となるトラブルを防止したい、裁判という選択肢をお客様に提案したくない」と思うように

人候補者になりました。

人候補者にならなかったから、現在、私の活動す

る地域ではADRについて解決方法が十分に周知されておりません。私は相談される多くのお客様に自ら進んで紛争を

起きしたい人はいません。できれば、他人でも家族でも

が大多数です。だからこそ、私は引き続きより多くの方々にADRの存在を広めていきたいと考えています。